

特研総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ なお、この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申し立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

担当課等：

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課 総務係

TEL：046-839-6802

FAX：046-839-6919

e-mail：a-somu@nise.go.jp

特研総第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ なお、この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申し立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

担当課等：
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課 総務係
TEL：046-839-6802
FAX：046-839-6919
e-mail：a-somu@nise.go.jp

訂正をしない旨の決定通知書の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「訂正をしないこととした理由」

訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として異議申立て又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。

3 「担当課等」

担当課名、連絡先について記載する。

(注) 本記載要領は、様式第29号について準用する。